

## コミュニティスクール調査研究の成果と課題について

3年間の調査研究及び推進校の取組から、学校運営協議会（以下、協議会とする。）は、学校が保護者や地域の人々の信頼に応え、開かれた学校づくりをより一層推進していくために有効な仕組みであることが確認できた。一方では、協議会の権限をどこまで付与するのか等、今後の学校運営に関わる大きな課題も示されている。

本市のコミュニティスクールの今後のあり方について検討を進めるにあたり、本調査研究及び推進校の取組より、次のとおり整理する。

### 1. 地域・保護者が参画する学校運営の在り方

#### 委員の選出について

- ・ 委員の人選を学校長の推薦とすることで、協議会は学校に対して理解者・支援者としての姿勢で関わっている。
- ・ 原則10人以内（教職員は除く）の条件は、協議を行う人数として妥当である。
- ・ 自治会をはじめとする地域の各種団体の役職を持つ方々を委員とすることで、協議会の活動を地域の組織につなげることができる。
- ・ 八郷小のように「こういう教育活動をしたいので、こんな人に入って欲しい」と地域に依頼したという経緯もある。
- ・ 協議会の質や内容を高めていくためには、企業で組織の編成や運営に携わった経験がある等、ある種の専門性を持つ方の参画も必要である。

#### 学校運営協議会の組織

- ・ 協議会は、学校に対して提案をする組織である。学校は、協議会からの提案に対し、実現できることは迅速に対応し、できないことはきちんと説明する責任がある。学校が協議会に対して説明責任を果たすことで、地域から応援してもらえる。
- ・ 協議会を二重組織にしている中部西小・八郷小は、活動に幅ができています。特に、実働的な役割を担う拡大委員会が学校の教育活動等を支えており、多くの保護者・地域の皆さんの参画の場となっている。
- ・ 協議会では、円滑な運営のためにも実働的な役割を担っている拡大委員会を統括するような役割を持ち、それぞれの拡大委員会での取組の方向性の確認、組織の役割分担等の連絡調整を行う必要がある。
- ・ 3校とも事務局は学校となっており、提案資料の作成等の準備が必要となる。

#### 教職員の関わり

- ・ 協議会に管理職だけでなく関係教職員が出席することで、出された意見を教育活動等に迅速に反映できる。
- ・ 委員と共に学校運営を考えていく教職員の意識の醸成が必要となる。協議会に出席している教職員とそうでない教職員の温度差がある。
- ・ 学校運営上の課題を明確にし、校務分掌上の仕組みを再編したり、校内の委員会の部長が協議会に参加したりするなど、学校と協議会の組織的なつながりを強めている。
- ・ 協議会に出席することで教職員は、日頃の教育活動について説明責任を果たす必要性を理解するようになり、このことが保護者・地域の理解や支援を得られることにつながることも認識している。教職員の意識改革も進んでいる。

#### 運営協議会の進め方

- ・ 協議会の司会進行は3校とも学校側が行っているが、進行役は学校の考えに誘導せず委員の発言を引き出すことが大切である。
- ・ 八郷小は16時30分からの開会であり教職員の負担が少ない。中部西小・中部中は19時からの開会となり変形労働時間制で対応している。

#### 委員の意識の醸成

- ・ 委員は、機会あるごとに学校参観し、年5～6回開催される協議会において学校からの説明を受け、意見交換を行う。このことにより学校理解は深まっている。
- ・ 委員は、学校が協議会からの提言を教育活動等に迅速に反映することで、学校運営に参画することの責任感、共に学校づくりを進める当事者としての意識を高めている。
- ・ 協議会が「学校の応援団」で留まっている。「学校ではこう取り組むので、地域ではどんな取組ができるのか」といった共通のテーマで話し合い、協議会の組織を使って、委員自らから家庭・地域にも働きかけることができるようにしていきたい。

#### 学校関係者評価

- ・ 学校関係者評価については、専門性に課題が残ることから、委員に大きな負担感を与えないよう配慮し、学校諸活動の参観を通じて、学校の自己評価の結果を基に委員の目線で意見をもらう形で行う。

## 2. 効果的な地域独自カリキュラムの創造

- ・ 中部西小 参加参画型授業の実践（P.6参照）
- ・ 八郷小 地域・保護者の支援による教育活動（P.12参照）
- ・ 中部中 教育活動の実践事例（P.17参照）

## 3. 学校と地域・保護者の連携の在り方

#### 学校・家庭・地域の三者が協働する仕組み

- ・ 協議会では、学校・家庭・地域のそれぞれがすべきことが確認され、コミュニティスクールの活動を通して、地域ぐるみで子どもを育成するという共通した意識ができてきている。
- ・ 保護者、地域の皆さんと教職員が協働して授業や行事を行っている中部西小・八郷小では、保護者、地域の皆さんと教職員のコミュニケーションが深まっている。
- ・ 学校には、PTAもあるが、協議会から地域の様々な組織に協力や支援を依頼することができ、学校・家庭・地域の協働を進めることができる組織となりうる。

#### 学校への信頼度の高まり

- ・ 協議会が提言されたことを学校が教育活動等に反映することや学校と委員が積極的に保護者・地域に情報を発信することで学校への信頼度は高まっている。
- ・ 学校支援ボランティア等、地域からの多くの支援を受け、教育活動が充実してきたことから、保護者の学校への満足度も高くなっている。

#### 学校と保護者・地域の双方向の発信・受信

- ・ これまでは学校から保護者・地域の皆さんへの一方向の情報発信であったものが、協議会の活動を通じて、双方向の発信・受信となっている。

#### 地域コミュニティ醸成への寄与

- ・ コミュニティスクールの活動を通じて、地域の皆さんと子どもたちや保護者の皆さんとの交流が深まる等、地域コミュニティの醸成に寄与している。
- ・ 地域の皆さんからは、学校にかかわることで自分たちの持っている経験や技能を子どもたちに伝えることができ、社会に貢献できると喜ばれている。

#### 4. 学校運営協議会の権限の範囲や在り方

##### 学校づくりビジョンの承認に関する権限

- ・ 3校の委員とも「学校づくりビジョンは学校長に任せる」といった姿勢が強い。権限についての意識はあまり持っておらず、「よりよい学校にしたい」「地域の子どもは地域で育てる」といった意識による参画の部分が大きい。

##### 学校運営協議会の権限

- ・ 調査研究校の校長や委員へのヒアリングからも、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第47条の5の規定に基づく「学校運営協議会の権限」、特に人事権については懸念する意見があった。

#### 5. 教育委員会との関係の在り方

- ・ 協議会の会議内容・活動報告を適宜、教育委員会へ報告することは重要である。
- ・ 協議会連絡会などの実施で、委員長等にもヒアリングを行う機会をもち、教育委員会へ直接意見が反映できるシステムが必要である。
- ・ 学校運営協議会に一定の権限を与えた場合、人事面、施設面等の意見が出されることになるが、それらの意見を受ける教育委員会として体制づくりについての検討が必要である。
- ・ 協議会が期待されている機能を十分果たしているかを教育委員会が指導・評価する組織が必要となる。

#### 6. 教育委員会による学校長の学校経営への支援・援助の在り方

- ・ 学校長連絡会の実施は、情報交換を含め価値ある取組である。
- ・ 協議会に活動予算があることは、委員が先進地視察もできる。委員が先進事例を見聞することの効果は大きい。
- ・ 教育委員会の担当者が協議会にオブザーバーとして参加することは、状況把握だけでなく協議会の活性化にも効果がある。
- ・ 教育委員会から委嘱状を一人一人にもらうことや報償費があることは、委員の自覚をかなり高めている。
- ・ 教育委員会の担当者が適宜、学校を訪問し学校長と協議・相談することで学校長の考えや方向性が明確になる。
- ・ 教職員にも「地域とともにつくる学校」を目指した学校経営についての研修会を行う必要がある。

## 7. その他、今後の課題となること

### 学校関係組織との関係の整理

- ・ 協議会の委員と学校評議員の活動が重複することや PTA 及び他の地域・学校組織との関係についての整理を行う必要がある。

### 委員の意識の醸成

- ・ 保護者・地域の委員が一定の権限・責任を持ち、学校運営に参画するという意識を高めていくためには、教育委員会が保護者・地域の方々に啓発を行う必要がある。

### 学校運営協議会の権限

- ・ 人事に関する権限を付与するのであれば、学校づくりビジョンとの関係を重視することが大切である。特定の個人でなく、「こんな教育をすすめたいので、このような人材が欲しい」等の要望とするべきである。
- ・ 協議会の理念的な考え方が伝わるような権限を教育委員会が与えていくことについて、検討を進める必要がある。

### 委員の選出

- ・ 将来的に権限を与えるのであれば、委員の公募など委員の選考方法と任期の在り方について、検討を進める必要がある。
- ・ 協議会の質や内容を高めていくにあたっては、組織の編成や運営についてのノウハウを持っている専門性の高い委員が必要となってくる。